

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 3 - 3 2
- 2 案件名 令和 6 年度 市・県民税定額減税対応に伴うシステム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和 6 年(2 0 2 4 年)6 月 3 0 日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号
社名：株式会社 日立システムズ関西支社
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本件は現在使用している税務基幹システムに対する改修業務であり、税務基幹システムの賃貸借契約を締結している上記業者以外が作業を行うことは難しく、また上記業者に委託することで、効率的かつ安定的に作業を行うことができるため。
- 7 問合わせ先 課名：市民税課 内線：2 4 4 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委 - 1 0
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯・こども加算）システム開発等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024年)6月30日まで
- 5 契約相手方 住所：兵庫県神戸市中央区東町126
社名：日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務は、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)」には、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給することが盛り込まれています。先に決定した住民税非課税世帯への7万円給付金は現在実施しているところですが、令和5年12月22日に新たに低所得者および定額減税を補足する給付の実施が決まりました。

本給付事業は、経済状況の急激な変動による影響を緩和するためにできる限り迅速な給付につなげていく必要があると国から通知されており、早急に事業者を決める必要があります。さらにこれらの給付事業は、国の経済対策の一連であり、先に実施している住民税非課税世帯への給付金との関連性が深い点から、すでに7万円給付金業務を委託している上記の業者と引き続き随意契約を締結します。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委 - 1 1
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（令和5年度均等割のみ課税世帯・こども加算）コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和6年(2024年)6月30日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワー B16階
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)」には、低所得者への緊急的な支援として給付金を支給することが盛り込まれています。先に決定した住民税非課税世帯への7万円給付金は現在実施しているところですが、令和5年12月22日に新たに低所得者および定額減税を補足する給付の実施が決まりました。

本給付事業は、経済状況の急激な変動による影響を緩和するためにできる限り迅速な給付につなげていく必要があると国から通知されており、早急に事業者を決める必要があります。さらにこれらの給付事業は、国の経済対策の一連であり、先に実施している住民税非課税世帯への給付金との関連性が深い点から、すでに7万円給付金業務を委託している上記の業者と引き続き随意契約を締結します。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委 - 1 3 5
- 2 案件名 宝塚市子ども子育て支援システム国家公務員給与改定及び令和5年度制度改正対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪府中央区瓦町 1-4-8
社名：株式会社アイネス 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該委託業務は、現在本市が使用している保育業務システムのパッケージ改修業務です。
当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの改修については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 問合わせ先
課名： 保育事業課 内線：2641

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C R - 投 2

- 2 案件名 2号炉耐火物補修

- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内

- 4 契約期間 契約日 ~ 令和 6 年(2 0 2 4 年) 3 月 3 1 日

- 5 契約相手方
 住所：大阪市西区土佐堀 1 丁目 3 番 2 0 号 三菱重工大阪ビル
 社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 関西支店

- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項__2__号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

 (指定理由)
 本補修については、既設の設備等と密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じる恐れがあるため。

- 7 問合わせ先
 課名： 管理課 内線：8288

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社修 - 1 2
- 2 案件名 国登録有形文化財旧山田家住宅 板塀耐震修繕
- 3 案件場所 宝塚市 南口2丁目 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)3月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市北区山田町小部字惣六畑山2番1
社名：株式会社 中島工務店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本住宅は国登録有形文化財であるため、文化財保護の観点から文化財の修繕実績がある事業者が、専門知識を元に調査及び修繕を一体で行うことが望ましい。かつ、板塀は倒壊の恐れがあるため、可及的速やかに耐震修繕を行う必要がある。
このため、上記案件の事前調査を実施した上記事業者を指定します。
- 7 問合わせ先
課名：社会教育課 内線：2221